

沖縄県過疎地域持続的発展計画（案）に対する意見募集について

県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第9条の規定に基づく沖縄県過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の策定に取り組んでいます。

つきましては、この計画（案）に対する県民の皆様からのご意見を募集します。

記

1 意見募集の内容 沖縄県過疎地域持続的発展計画（案）に対する意見募集

2 意見募集期間 令和4年2月14日（月）～令和4年3月15日（火）

3 公表方法

(1) 沖縄県ホームページ

(2) 以下の場所での閲覧

- ・ 沖縄県企画部地域・離島課（県庁7階）
- ・ 沖縄県行政情報センター（県庁2階）
- ・ 宮古行政情報コーナー（県宮古事務所1階）
- ・ 八重山行政情報コーナー（県八重山事務所1階）

※閲覧時間9:00～17:00（年末年始・土・日・祝祭日は閉庁となります。）

4 意見の提出方法

(1) 意見書様式（Word ファイル）に、住所、氏名（団体・グループの場合は団体・グループ名）及び連絡先を記入してください。

(2) 提出方法は電子メール、郵便又はFAXによるものとします。

(3) 提出先は以下のとおりです。

① 電子メールの場合

- ・ メールに「意見提出用紙」を添付の上、下記アドレスまで送信してください。
- ・ 件名は「沖縄県過疎地域持続的発展計画（案）に対する意見について」としてください。
- ・ メールアドレス：aa017035@pref.okinawa.lg.jp

② 郵送の場合

- ・ 「意見提出用紙」を封入の上、下記宛先までお送りください。
- ・ 封筒には「沖縄県過疎地域持続的発展計画（案）に対する意見について」と記入してください。

【宛先】

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 県庁7階

沖縄県企画部地域・離島課あて

※郵送による意見提出は、意見募集期間最終日の消印まで有効とします。

③FAXの場合

- ・「意見提出用紙」を、下記のFAX番号まで送信してください。
- ・件名は「沖縄県過疎地域持続的発展計画（案）に対する意見について」として
ください。

【FAX】098-866-2068

5 意見を提出する際の留意点

- (1) 提出にあたって使用する言語は、日本語とします。
- (2) 意見書には、住所、氏名（団体・グループの場合は団体・グループ名）及び連絡先を必ずご記入ください。明記していない場合には、提出意見として取り扱えない場合があります。
- (3) ご意見の内容を確認するため、こちらから連絡をさせていただく場合があります。
- (4) ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭による意見はお受けできませんので予めご了承ください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による提出はご遠慮ください。

6 意見の取扱

- (1) 提出いただいたご意見は、本計画策定の参考とさせていただきます。
- (2) 提出いただいたご意見の概要と、それに対する沖縄県の考え方について、後日、沖縄県のホームページで公表します。なお、趣旨が不明瞭なご意見については、考え方を示すことができない場合があります。
- (3) ご意見を提出された方又は団体に対して直接の回答は致しませんので、ご了承ください。
- (4) 今回の意見提出の際にご記入いただいた個人・団体等の住所、氏名、連絡先の情報は公表しません。

7 お問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟7 階南側

沖縄県 企画部 地域・離島課 地域振興班

TEL：098-866-2370

FAX：098-866-2068

電子メール：aa017035@pref.okinawa.lg.jp